

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に規定する財政的援助団体等監査について、茨城県監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和4年3月24日

茨城県監査委員	白井平八郎
同	村上典男
同	深谷一広
同	羽生健志

## 財政的援助団体等監査の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、財政的援助団体等監査の結果を茨城県議会等に報告するものである。

### 第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第7項に規定する財政的援助団体等監査について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

#### 1 監査実施団体 23 団体

団体名	出資金、補助金等、指定管理の内容
公益財団法人いばらき文化振興財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県出資金 <span style="float: right;">30,000,000 円</span> (所管課：県民生活環境部生活文化課)</li> </ul> </li> <li>○補助金等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益財団法人いばらき文化振興財団運営費補助金 <span style="float: right;">51,983,457 円</span></li> <li>・ 茨城県新人演奏会負担金 <span style="float: right;">2,000,000 円</span> (所管課：県民生活環境部生活文化課)</li> <li>・ 茨城県新型コロナウイルス感染症対策県有施設管理業務支援金 <span style="float: right;">178,969,000 円</span> (所管課：総務部管財課)</li> </ul> </li> <li>○指定管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県立県民文化センター <span style="float: right;">208,820,400 円</span> (うち利用料補填分 15,394,400 円) (所管課：県民生活環境部生活文化課)</li> </ul> </li> </ul>
公益財団法人茨城県国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県出資金 <span style="float: right;">300,000,000 円</span> (所管課：営業戦略部国際渉外チーム)</li> </ul> </li> <li>○補助金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茨城県国際交流協会運営費等補助金 <span style="float: right;">46,605,293 円</span> (所管課：営業戦略部国際渉外チーム)</li> <li>・ 上海事務所事業費補助金 <span style="float: right;">24,181,508 円</span> (所管課：営業戦略部グローバルビジネス支援チーム)</li> </ul> </li> </ul>
一般財団法人茨城県環境保全事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県出資金 <span style="float: right;">768,274,300 円</span> (所管課：県民生活環境部資源循環推進課)</li> </ul> </li> </ul>
公益財団法人茨城県看護教育財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県出資金 <span style="float: right;">750,000,000 円</span> (所管課：保健福祉部医療局医療人材課)</li> </ul> </li> <li>○補助金等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師等養成所運営費補助金 <span style="float: right;">19,045,000 円</span></li> <li>・ 茨城県結城看護専門学校学習環境整備費補助金 <span style="float: right;">5,247,000 円</span> (所管課：保健福祉部医療局医療人材課)</li> <li>・ 私立専門学校授業料等減免交付金 <span style="float: right;">6,975,400 円</span> (所管課：総務部総務課)</li> </ul> </li> </ul>
社会福祉法人茨城県社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出資金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県出資金 <span style="float: right;">10,000,000 円</span> (所管課：保健福祉部障害福祉課)</li> </ul> </li> </ul>

	○補助金 ・茨城県社会福祉事業団運営費補助金 49,101,088 円 (所管課：保健福祉部障害福祉課) ○指定管理 ・茨城県立あすなろの郷 2,817,200,370 円 (所管課：保健福祉部障害福祉課)
公益財団法人いばらき腎臓財団	○出資金 ・県出資金 281,288,000 円 (所管課：保健福祉部医療局業務課)
公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構	○出資金 ・県出資金 38,000,000 円 (所管課：産業戦略部産業政策課) ○補助金等 ・新事業創出拠点設置運営事業費補助金 74,721,610 円 ・いばらきチャレンジ基金事業費補助金 31,792,720 円 ・設備資金貸付事業費補助金 14,981,132 円 ・茨城県小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る損失補償金 23,346,000 円 ・設備資金貸付事業貸付金 166,059,000 円 ・いばらきチャレンジ基金貸付金 6,020,000,000 円 (所管課：産業戦略部産業政策課) ・茨城県中小企業活性化対策費補助金 168,648,788 円 ・地域課題解決型起業支援事業費補助金 7,320,935 円 (所管課：産業戦略部技術振興局技術革新課)
公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会	○出資金 ・県出資金 300,000,000 円 (所管課：農林水産部農地局農地整備課) ○補助金 ・公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会補助金 7,094,000 円 (所管課：農林水産部農地局農地整備課)
茨城県道路公社	○出資金 ・県出資金 8,308,800,000 円 (所管課：土木部道路維持課) ○補助金等 ・茨城県道路公社長期貸付金 657,000,000 円 ・債務保証 527,636,974 円 (所管課：土木部道路維持課)
株式会社茨城ポートオーソリティ	○出資金 ・県出資金 1,561,326,536 円 (所管課：土木部港湾課) ○指定管理 ・大洗マリーナ 0 円 (利用料金制) ・大洗港区港中央公園 4,053,000 円 (所管課：土木部港湾課)
茨城県土地開発公社	○出資金 ・県出資金 30,000,000 円 (所管課：土木部都市局都市計画課) ○補助金等 ・土地開発公社経営健全化対策長期貸付金 8,204,976,988 円 ・債務保証 240,000,000 円 (所管課：土木部都市局都市計画課)

<p>公益財団法人茨城県教育財団</p>	<p>○出資金  ・ 県出資金 10,000,000 円  (所管課：教育庁総務企画部総務課)</p> <p>○指定管理  ・ 茨城県水戸生涯学習センター 111,604,000 円  ・ 茨城県鹿行生涯学習センター 153,027,925 円  ・ 茨城県立中央青年の家 101,763,243 円  ・ 茨城県立さしま少年自然の家 87,228,062 円  (所管課：教育庁総務企画部生涯学習課)</p> <p>・ 茨城県立歴史館 372,018,000 円  (所管課：教育庁総務企画部文化課)</p>
<p>公益財団法人茨城県スポーツ協会</p>	<p>○出資金  ・ 県出資金 35,234,342 円  (所管課：教育庁学校教育部保健体育課)</p> <p>○補助金  ・ 公益財団法人茨城県体育協会育成補助金 27,272,875 円  ・ 世界へ羽ばたくトップアスリート育成事業費補助金 67,535,745 円  ・ 国民体育大会派遣費補助金 3,594,470 円  (所管課：教育庁学校教育部保健体育課)</p> <p>○指定管理  ・ 堀原運動公園 118,188,000 円  ・ 笠松運動公園 362,412,000 円  (所管課：教育庁学校教育部保健体育課)</p>
<p>鹿島臨海鉄道株式会社</p>	<p>○出資金  ・ 県出資金 362,000,000 円  (所管課：政策企画部交通政策課)</p> <p>○補助金等  ・ 茨城県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金 28,910,963 円  ・ 地域公共交通利用促進等事業助成金 200,000 円  ・ 茨城県地域公共交通緊急対策事業運行継続協力金 38,010,096 円  ・ 茨城県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金 (繰越分) 7,933,333 円  (所管課：政策企画部交通政策課)</p>
<p>鹿島都市開発株式会社</p>	<p>○出資金  ・ 県出資金 693,000,000 円  (所管課：政策企画部地域振興課)</p> <p>○補助金等  ・ 鹿島地域商業・業務拠点整備資金貸付金 6,845,408,000 円  (所管課：政策企画部地域振興課)</p> <p>○指定管理  ・ 鹿島臨海都市計画下水道施設 901,670,781 円  ・ 霞ヶ浦水郷流域下水道施設 239,923,516 円  (所管課：土木部都市局下水道課)</p>
<p>株式会社ひたちなかテクノセンター</p>	<p>○出資金  ・ 県出資金 41,202,132 円  (所管課：産業戦略部産業政策課)</p>
<p>一般財団法人茨城県建設技術管理センター</p>	<p>○出資金  ・ 県出資金 28,000,000 円  (所管課：土木部検査指導課)</p>

茨城県土地改良事業 団体連合会	○補助金 ・茨城県土地改良事業推進対策補助金 6,825,672 円 ・茨城県単土地改良事業補助金 27,230,000 円 ・土地改良施設維持管理適正化事業補助金 230,178,000 円 ・茨城県土地改良施設資産評価データ整備事業補助金 36,700,000 円 (所管課：農林水産部農地局農村計画課) ・茨城県土地改良換地等強化事業補助金 2,228,000 円 ・茨城県土地改良負担金償還平準化事業利子補給補助金 374,232 円 (所管課：農林水産部農地局農地整備課)
茨城県中小企業団体 中央会	○補助金 ・茨城県中小企業団体中央会中小企業連携組織対策事業費補助金 113,655,411 円 ・茨城県中小企業団体中央会組合振興費補助金 4,349,061 円 (所管課：産業戦略部中小企業課)
一般社団法人茨城県 バス協会	○補助金 ・運輸事業振興助成補助金 46,762,000 円 (所管課：産業戦略部中小企業課)
茨城県木材協同組合 連合会	○補助金 ・いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金 13,300,000 円 (所管課：農林水産部林政課) ・茨城県地域住宅産業活性化支援事業補助金 2,700,000 円 (所管課：土木部都市局住宅課)
ユース・アイマネー ジメントグループ	○指定管理 ・茨城県立青少年会館 26,610,000 円 (所管課：保健福祉部子ども政策局青少年家庭課)
茨城県造園業協同組 合	○指定管理 ・大洗公園 28,558,000 円 (所管課：土木部都市局都市整備課)

## 2 監査対象年度

令和2年度

## 3 監査実施期間

令和3年12月1日から令和4年3月3日まで

## 4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを監査するものである。

### (1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規定等に従って適正に行われているかなどについて監査した。

### (2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査した。

また、補助事業全体について事業の効率性、有効性等を検証した。

### (3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定に基づいて適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査した。

## 5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間において各団体が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した会計処理がなされているかなどについて、抽出の方法により、関係書類等との照合をするとともに、必要に応じて現地調査、職員からの事情聴取により監査を行った。

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については注意事項とする。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については意見とする。

### 2 監査結果

ア 指摘事項 該当なし

#### イ 注意事項

団体名	監査の結果
公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会	那珂川沿岸農業水利事業推進協議会への助成金について、交付額の確定を誤り、助成金が過大に交付されていたことは適切でない。

ウ 地方自治法第199条第10項に基づく意見 該当なし

その他の団体においては、指摘、注意又は意見に該当する事項は認められなかった。